(2)　代表理事以外の業務執行理事（法第三十四条第五項第二号ロに規定する業務執行理事をいう。）又は経営管理委員　四

(3)　(1)及び(2)に掲げる理事以外の理事、監事又は会計監査人　二

2　法第三十四条第八項（同条第十三項において準用する場合を含む。）の退職慰労金その他の主務省令で定める財産上の利益とは、退職慰労金又は退職慰労金の性質を有する財産上の利益とする。

（責任免除を受けた役員等に対し退職慰労金等を与える議案等）

第二十一条の二　次の各号に掲げる場合において、経営管理委員が法第三十四条第八項（同条第十三項において準用する場合を含む。）の規定による承認の決議に関する議案を提出するときは、総会参考書類（法第四十六条の三第四項において読み替えて準用する会社法第三百一条第一項に規定する書類をいう。以下同じ。）には、責任を免除し、又は責任を負わないとされた役員等に与える前条第二項に規定するものの内容を記載しなければならない。

一　法第三十四条第五項に規定する決議に基づき役員等の責任を免除した場合

二　法第三十四条第九項の契約によって同項に規定する限度を超える部分について同項に規定する非業務執行理事等が損害を賠償する責任を負わないとされた場合

（農水産業協同組合の優先出資に関する命令の一部改正）

第二条　農水産業協同組合の優先出資に関する命令（平成六年大蔵農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線部分を加える。

改正後	改正前
（報酬等の額の算定方法）	（報酬等の額の算定方法）
第三十一条　法第四十一条第四項に規定する主務省令で定める方法により算定される額は、次に掲げる額の合計額とする。	**第三十一条**　法第四十一条第四項に規定する主務省令で定める方法により算定される額は、次に掲げる額の合計額とする。
一　（略）	一　（略）
二　イに掲げる額をロに掲げる数で除して得た額	二　イに掲げる額をロに掲げる数で除して得た額
イ　（略）	イ　（略）
ロ　当該役員等がその職に就いていた年数（当該役員等が次に掲げる者に該当する場合における次に定める数が当該年数を超えている場合にあっては、当該数）	ロ　当該役員等がその職に就いていた年数（当該役員等が次に掲げる者に該当する場合における次に定める数が当該年数を超えている場合にあっては、当該数）
(1)　（略）	(1)　（略）
(2)　代表理事以外の理事（農林中央金庫にあっては、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第三十四条第五項第二号ロに規定する業務執行理事に限る。）又は経営管理委員　四	(2)　代表理事以外の理事又は経営管理委員　四
(3)　(1)及び(2)に掲げる理事以外の理事、監事又は会計監査人　二	(3)　監事又は会計監査人　二
2　（略）	2　（略）

附　則

この命令は、農林中央金庫法の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

省　令

○環境省令第十五号

公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）第六十一条及び六十七条並びに石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）第五十一条の規定に基づき、公害健康被害の補償等に関する法律施行規程及び環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年五月七日　　環境大臣　石原　宏高

公害健康被害の補償等に関する法律施行規程及び環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（公害健康被害の補償等に関する法律施行規程の一部改正）

第一条　公害健康被害の補償等に関する法律施行規程（昭和四十九年総理府・通商産業省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。